

## 八重の棚田地区景観計画

# 運用マニュアル

## 景観形成基準の解説

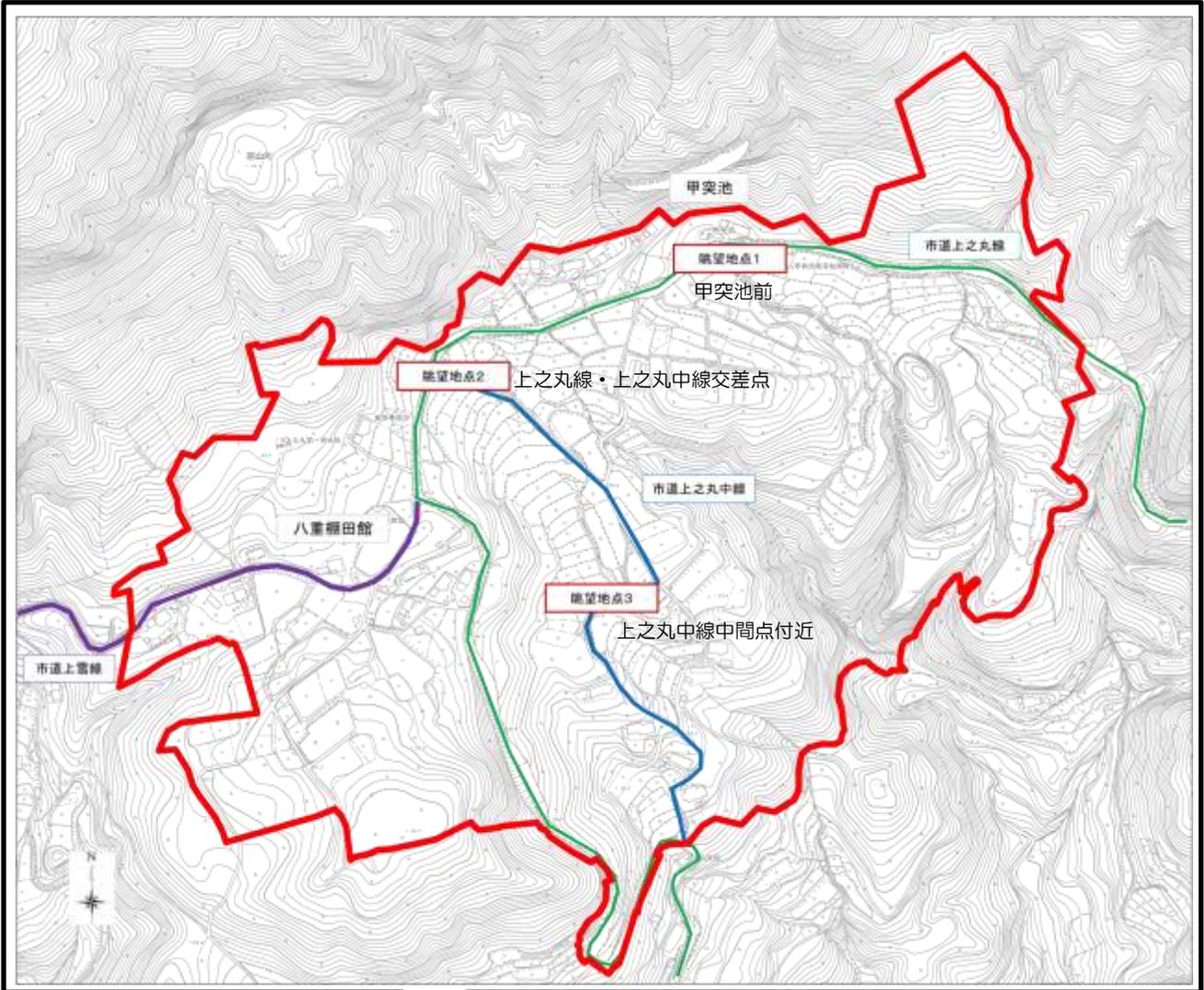
- ・ 鹿児島市では、平成25年10月1日から八重の棚田地区景観計画を施行しました。
- ・ 八重の棚田地区において、鹿児島市景観条例に定める届出対象行為を行う場合は、着手の30日以上前に市への届出が必要です。
- ・ 八重の棚田地区における届出対象行為と景観形成基準は、鹿児島市全域のものと異なりますので、ご注意ください。
- ・ 届出対象行為を計画する際には、八重の棚田地区景観計画とこのマニュアルを活用し、設計書等を作成してください。

2013年10月

# — 目 次 —

	頁
I 八重の棚田地区景観計画の区域及び位置 .....	2
II 届出対象行為・景観形成基準の解説	
1 建築物の建築等、工作物の建設等 .....	3
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準とその解説	
2 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更 .....	15
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準とその解説	
3 屋外での土石等の堆積 .....	21
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準とその解説	
4 木竹の伐採・植栽 .....	23
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準とその解説	

# I 八重の棚田地区景観計画の区域及び位置



## II 届出対象行為・景観形成基準の解説

### 1 建築物、工作物

#### (1) 届出等の対象となる行為

---

「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定するもので、土地に定着する工作物のうち、屋根・柱・壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに付属する門や塀などをいい、建築設備まで含めます。

「工作物」とは、土地に定着する工作物であって建築物以外のものすべてをいいます。

一定規模以上の建築物や工作物を「新築、新設」「増築、改築」「修繕、模様替」「色彩変更」する場合には、5～14 ページに掲げる景観形成基準を満たすように計画していただくとともに、着手30日前までに、景観法、鹿児島市景観条例及び八重の棚田地区景観計画に基づく届出が必要になります。

なお、届出の対象とならない規模の場合も、景観形成基準を満たすよう努めることとしています。

また、外構は、景観に与える影響が非常に大きいことから、本計画の趣旨を踏まえた整備等に努めてください。

#### ① 届出が必要となる建築物

ア 軒の高さ7mを超えるもの

イ 建築基準法第6条第1項から第3号までに規定するもの

1) 次の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超えるもの

※建築基準法別表第1(イ)欄、建築基準法施行令第115条の3各号に掲げる用途

- ・劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂、集会場 など
- ・病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設 など
- ・学校、体育館 など
- ・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場 など
- ・倉庫
- ・自動車車庫、自動車修理工場 など

2) 木造の建築物で3以上の階を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

3) 木造以外の建築物で2以上の階を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

#### ② ①の建築物に関する届出の必要な行為

ア 新築

イ 増築、改築で、当該部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの

ウ 外観変更を伴う修繕、模様替で、当該変更部分が外観の2分の1以上となるもの

エ 色彩の変更で、各壁面の変更部分の鉛直投影面積が当該壁面の鉛直投影面積の5分の1を超えるもの又は屋根面の変更部分の水平投影面積が屋根面の水平投影面積の5分の1を超えるもの

### ③ 届出が必要となる工作物

次の12種類の工作物で高さが1.5mを超えるもの

- 1) 煙突
- 2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの  
(屋外広告物については、景観法等に基づく届出の必要はないが、基本的には屋外広告物条例等に基づく許可等の申請が必要となる。)
- 4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 5) 擁壁
- 6) 観光用のエレベーター、エスカレーター
- 7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- 8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 9) 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎等の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
- 10) アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設の用途に供する工作物
- 11) 自動車車庫の用途に供する工作物
- 12) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物

### ④ ③の工作物に関する届出の必要な行為

- ア 新設
- イ 増築、改築で、当該増改築部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡を超えるもの
- ウ 外観の変更を伴う修繕、模様替で、当該変更部分が外観全体の2分の1以上となるもの
- エ 色彩の変更で、各面の変更部分の鉛直投影面積が当該面の鉛直投影面積の10分の1を超えるか、当該変更部分の水平投影面積が水平投影面積の10分の1を超えるもの

#### 【棚田における石積み擁壁の取扱いについて】

石積み擁壁は工作物に該当しますが、農業を目的とした棚田の畦畔の整備は、景観法施行令第8条第4号ハに該当するため、届出を要しない行為となります。

景観法施行令（抄）

（届出を要しない景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第8条 法第16条第7項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ハ 農業、林業又は漁業を営むための行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の皆伐
- (6) 水面の埋立て又は干拓

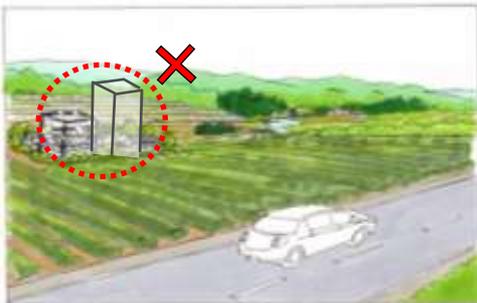
## (2) 景観形成基準とその解説

### ① 高さ

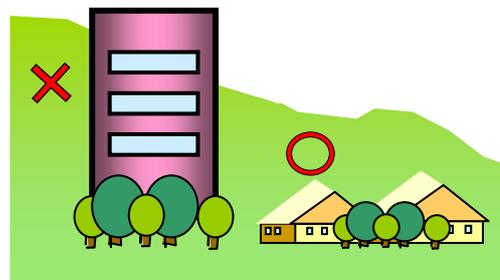
・周辺の自然環境や田園景観と調和し、且つ棚田景観を阻害しない高さとなるように配慮する。

「周辺の自然環境や田園景観との調和」とは、公共の場から視認して、著しく突出した印象を与えないように、建築物等の高さや敷地内における配置について配慮することです。敷地周辺の地形や地勢、樹林・樹木等の位置や形状、田畑等の農業施設、既存建築物の状況等を十分に把握し、統一感や一定のリズムを生むなどの工夫をしましょう。

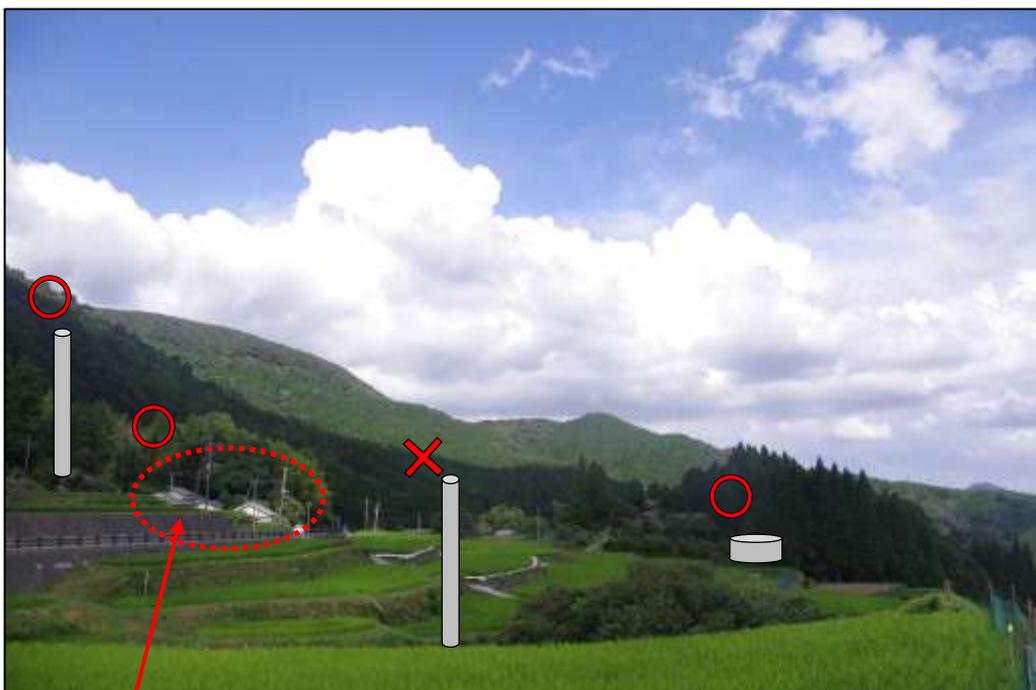
「棚田景観を阻害しない」とは、棚田を道路など公共の場から仰観・俯瞰したときに、建築物・工作物が棚田の一部又は全部を分断しないように配慮した高さや配置とすることで、良好な棚田景観にあって、当該建築物・工作物が際立っている印象を与えないようにすることです。



周辺の自然環境の中で、建築物や工作物が突出した印象を与える高さや配置としない。



既存建築物との高さを揃える、背景となる山並みの稜線を越えずに稜線の形状と同調するなどの工夫をする。



段差のある地形をそのまま生かしながら山際に配置されており、棚田を阻害していない。

棚田の景観を遮らない高さ、位置、配置とする。基本的に山際に配置することで、棚田景観を遮ることは防げる。

- ・市が指定した眺望地点における高さ 1.5m のポイントから見て、棚田の背景となる山林及び桜島の稜線を越えない高さとする。

「棚田の背景となる山林及び桜島の稜線を越えない」とは、3点ある眺望地点それぞれから棚田越しに建設予定地を見た場合に、その視線の先にある山並みや樹林、桜島の稜線を越えない高さや配置とすることです。当該建築物・工作物が、眺望地点から視認できない場合は特に問題ありません。

なお、高さ 1.5m のポイントとは、一般的な成人の目線の高さを表しています。

◇眺望地点 1 甲突池前 北緯 31 度 43 分 52 秒 8767、東経 130 度 27 分 21 秒 7826、標高 401m

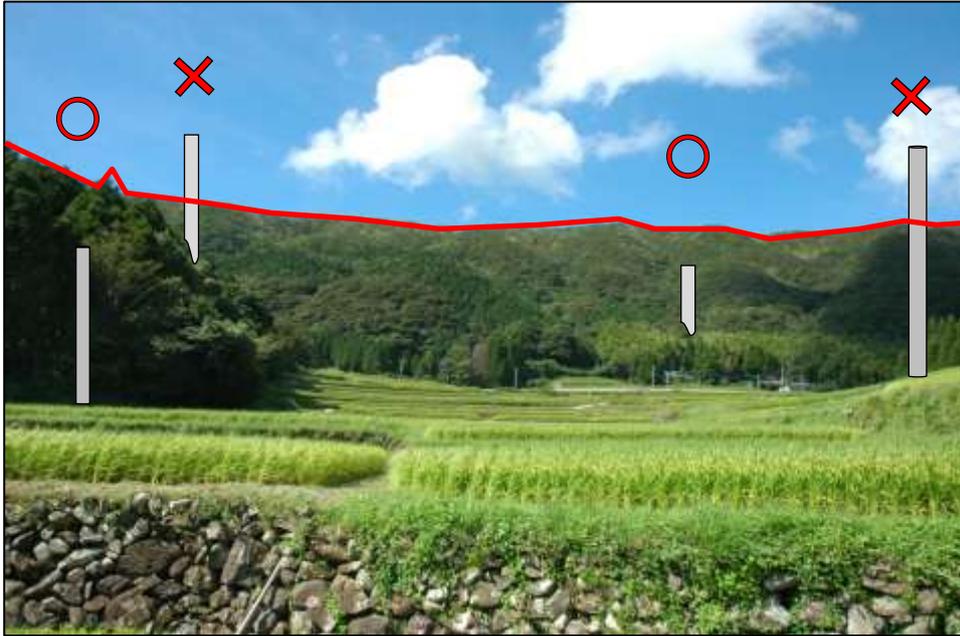


◇眺望地点 2 上之丸線・上之丸中線交差点 北緯 31 度 43 分 48 秒 4427、東経 130 度 27 分 10 秒 7202、標高 418m



◇眺望地点3 上之丸中線中間点付近 北緯 31 度 43 分 40 秒 2388、東経 130 度 27 分 16 秒 7207、標高 387m

【棚田・八重山方向への眺望】



【桜島方向への眺望】



## ② 形態・意匠

・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。

「周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材」とは、敷地周辺の地形や地勢、樹林・樹木等の位置や形状、田畑等の農業施設、既存建築物等の状況に呼应させ、

- 壁面の色相を2系統（色相の10種類の基本色のうち隣り合う3つの基本色をまとめて1系統という。アクセント色は除いて考える。）までにすること
- 素材は木や石などの自然素材にすること
- 地形や背景とのリズム調和を意識した形状やボリュームとすること

などをいいます。

なお、農山村景観は日本のふるさとの原風景として親しまれることから、建築物では、和風建築や木材等の自然素材の利用など、周辺の自然環境や田園景観と違和感のないものにすることが望めます。

また、工作物のうち、「擁壁」の意匠、素材については、開発行為の項目（P17）をご参照ください。

### 【色相の系統】

色相の10種の基本色のうち隣り合う3つの基本色をまとめて1系統といえます。

赤 R	黄赤 YR	黄 Y	黄緑 GY	緑 G	青緑 BG	青 B	青紫 PB	紫 P	赤紫 RP	赤 R	黄赤 YR
赤	黄赤	黄									
	黄赤	黄	黄緑								
		黄	黄緑	緑							
			黄緑	緑	青緑						
				緑	青緑	青					
					青緑	青	青紫				
						青	青紫	紫			
							青紫	紫	赤紫		
								紫	赤紫	赤	
									赤紫	赤	黄赤



木材や石材を使用した外観の仕上げにより、周辺の自然環境との調和を図っている。



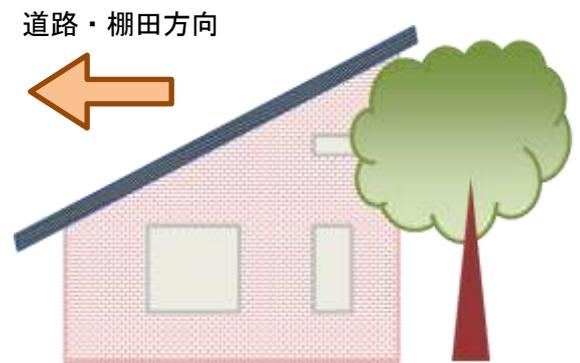
背景の山並みや周辺の樹木のリズムと、建築物の配置や形態を同調させている。

・建築物の屋根は、できる限り勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）とするよう努める。

日本の伝統的建築では、その殆どが勾配屋根（切妻又は寄棟、若しくはその組み合わせである入母屋）であり、農山村景観では、一般的にはこれらの勾配屋根が最も調和するものと言えます。屋根の形状は勾配屋根（適度な軒の出を有する2/10以上の勾配屋根を推奨します。）とすることを基本とし、やむを得ず陸屋根とする場合は公共の場から見えないうよう遮へいする、片流れとする場合は屋根の水下側を道路や棚田の方向に向けるなどの工夫をしましょう。



福岡県八女郡黒木町の景観  
昔ながらの日本家屋が田園景観と調和している。



やむを得ず片流れとする場合は、水下を道路方向に向けて、既存の樹木によって遮へいするなど修景する。

・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。

屋外階段は建築物本体と異なったデザインになりやすいため、建築物本体と調和を図るよう、

- ・色彩を建築物本体と同系統にする。
- ・本体と同系統のルーバーで覆う。
- ・本体のそで壁等で覆う。
- ・公共の場から見えない位置に配置する。

など、全体的に統一感のあるデザインになるよう工夫しましょう。

また、自然景観との調和を図る上では、屋外階段本体やルーバーに、木材などの自然素材を使用することも有効です。

### ③ 壁面

・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。

道路との敷地境界線からの壁面の後退、低い塀や植栽の設置等により、道路にいる人に圧迫感・威圧感を与えないゆとりある空間が生まれます。石積みを意識した意匠・素材の塀や中木の植栽の設置等によって、棚田景観や自然環境との調和も図られます。隣接する建築物等との間隔にも配慮し、密集した印象をできるだけ与えないようにしましょう。

「分節の度合いの工夫」とは、壁面の一部や2階部分のセットバック、分棟、自然素材を使用したルーバーの設置等によって、壁面に変化をつけることです。単調な大壁面は、歩行者への圧迫感が強くなるとともに、建築物等のボリューム感が直接的に伝わることとなります。



第2回鹿児島市景観まちづくり賞建築部門 受賞 小規模特別養護老人ホーム寿康園・寿康園グループホーム飯山

勾配のある地形をできる限りそのまま生かしながら段状に分節し、大小さまざまな空間を分散配置することで、大規模な建築物でありながら突出した印象を与えず、周辺の集落との調和が図られている。



道路との境界から建物をセットバックし、道路との境界に植栽や木材を素材とした透過性の高いルーバー等を設置することで、田園景観との調和を図りながら、道路から見たときの圧迫感を軽減している。

#### ④ 屋外設備

- ・ 室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、自然素材のものや緑化により覆うなど、周辺の自然環境と調和するように配慮する。
- ・ 配管やダクト等は、道路など公共の場から見える部分に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。

給水塔、空調室外機、電気メーター、ガス設備などは、公共の場から見えない場所に設置することで、雑多な印象を防ぐことができるため、計画段階から配慮する必要があります。どうしても見える位置に設置する必要がある場合には、木製の柵や竹矢来（たけやらい）（竹をあらく交差させてつくった囲い）、低・中木等の設置により、自然環境との調和を図りながら遮へいするか、建築物と調和するような形態、意匠としましょう。

給水管、電気配管（線）、ダクト等は、公共の場から見える部分をルーバーや植栽等で覆い、露出しないようにしましょう。やむを得ず露出する場合には、壁面と同一の色彩又は同じ色相の系統で彩度の低い色彩とするか、本体のデザインに取り込むなどの工夫をしましょう。



外壁の色彩と調和したルーバーで敷地内の建築設備を囲い、建築設備が目立たないようにしている



メーターボックスの扉に建物の開口部と調和した素材を用いている



竹矢来で空調室外機を遮へいし、店舗の印象を整えている

## ⑤ 建築物の色彩（壁面、屋根、屋上）

- ・マンセル値により色相 0R～5Y は彩度 4 以下、その他の色相は彩度 2 以下とする。  
ただし、次に該当するものは、この限りではない。
- ①アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで）
- ②表面に着色していない自然石、木材、土壁等の素材本来が持つ色彩
- ③着色をしていないガラスの色彩（ただし、高彩度色として認識される着色をしていないガラスについては、本計画に定める色彩基準の考え方を十分踏まえて計画するものとする。）
- ④航空法その他の法令に基づき設置するもの
- ⑤市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの
  - ※質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
  - ※植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など

彩度の高い色彩は目立ち、低い色彩は周辺の景観に融和することから、建築物の基調となる色彩を低い彩度に抑え、建築物が際立った印象を与えないようにしましょう。

建築物と背景の緑地との融和や自然環境との調和を図るため、屋根面については日本瓦のように彩度だけでなく明度も抑えた色彩、壁面については落ち着いた茶系やグレー系、色彩基準が適用されない自然素材の使用を推奨します。

なお、アクセント色として認められる 5 分の 1 を超えて、基準外の色彩を使用する必要がある場合は、景観審議会の意見を聞く必要があるため、工事着手の 90 日前までにご相談いただきますようお願いいたします。

## ⑥ 工作物の色彩

- ・マンセル値によりすべての色相において彩度 2 以下且つ明度 5 以下とする。  
（届出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、屋外広告物条例の基準を適用する。）  
ただし、前述の建築物の色彩基準における例外規定は、工作物の色彩基準においても準用する。

明度対比の強い配色は、視認性を高めます。

鉄柱等において一般的によく使用される亜鉛メッキなどの明度の高い色彩は、明度の低い山地の緑を背景とした場合、浮き立って見えることから、背景の緑との融和を図るため、工作物の色彩基準として、彩度 2 以下、明度 5 以下という基準を設定しています。

なお、屋外広告物につきましては、景観法に基づく届出の対象とはならないため、上記色彩基準の適用は受けません。しかしながら、目立つことを主眼とした意匠・素材・デザインの屋外広告物は、八重の棚田地区の風致にふさわしくありません。また、屋外広告物の掲出等に関しては、一部の適用除外のものを除き、市屋外広告物条例に基づく許可等が必要です。

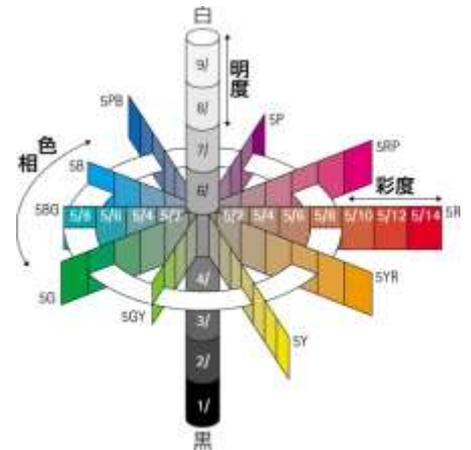
## 【色の「ものさし」 ～マンセル表色系～】

マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法で、ひとつの色を「色相（いろあひ）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの属性の組みあわせによって表現します。

### ア 色相（Hue）

10種の基本色「赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)」とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

無彩色の黒や白、グレーは、N（ニュートラル）と表記します。



マンセル表色系のイメージ

図版提供：(株) カラープランニングセンター

### イ 明度（Value）

明るさの度合いを0から10までの数値で表します。

暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

### ウ 彩度（Chroma）

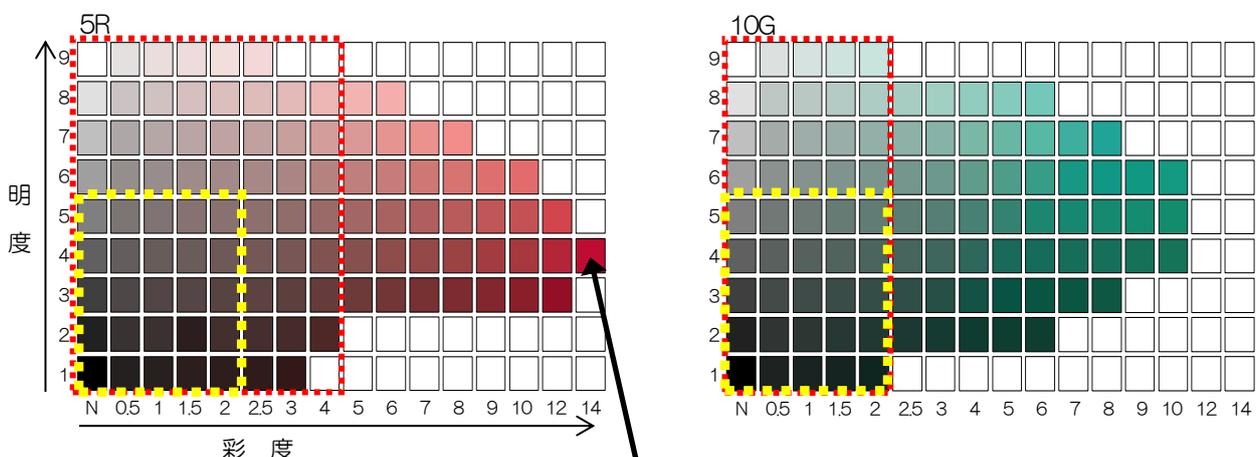
あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。

鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。くすんだ色ほど数値が小さくなり、どの色相であっても、彩度が0になれば無彩色のNとなります。

下の図は、色相「5R」と「10G」における明度と彩度の関係を示したものです。

八重の棚田地区において、建築物の主要部分に使用できる色彩は、赤色の点線の枠内、工作物の主要部分に使用できる色彩は、黄色の点線の枠内になります。

なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票等で確認してください。



「5R 4/14」と表記します。

## ⑦ 外構

- ・ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、周辺の自然環境と調和するよう配慮する。
- ・ 道路など公共の場に接する場所に塀や柵を設ける場合は、植栽、自然素材のもの等を用い、周辺の自然環境や棚田の景観と調和するよう配慮する。
- ・ 敷地内に現存する石積みについては、できる限りこれを保全し、活用を図る。

「形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、周辺の自然環境と調和」とは、木・石材等の自然素材の使用、周辺の土や緑との連続性を意識した舗装、緑化による修景や遮へい、自然環境を意識した色彩やデザインの採用などにより、できるだけ周辺の自然環境に溶け込むよう工夫することです。

特に塀や柵は、景観に与える影響が大きく、また建築物などの修景の役割も果たすため、周辺の自然環境や石積みとの調和を強く意識しましょう。また、敷地内に現存する石積みについては、安全面に支障のない限り、できるだけ現存のまま保全し、外構デザインの中核として活用するほか、やむを得ず撤去する場合は、別の場所に再利用するなどの工夫をしましょう。



自然景観と調和するように壁面、屋根の色彩、外構に配慮している



石積みと生垣による景観に配慮した塀



既存の石積みや樹木を活用した敷地

## ⑧ 夜間の特定照明

- ・ 周辺住民の生活環境への影響を考慮しまた自然景観に配慮したものとする。
- ・ 法令等に基づくものを除き、回転灯やサーチライト等の光の量が多く動きのあるものは使用しない。

特定照明とは、建築物や工作物、屋外に堆積した物件の外観を一定期間継続して照らす照明で、ライトアップとも呼ばれます。

景観の届出が必要な規模の建築物等について、6か月を超えて夜間の特定照明を設置する場合は、夜間の特定照明に関する景観の届出が必要となります。

夜間の特定照明は、地域の安全性を保つだけでなく、光による空間の演出にもなり、照明の色彩、位置、強さに配慮したものは美しい景観を創出します。ただし、回転灯やサーチライト等による目立つことを重視した過度な光の演出は、田園景観にそぐわないことから、法令等に基づくものを除き、使用しないこととします。

「周辺住民の生活環境への影響を考慮」とは、隣接地又は前面道路の反対側に住居系建築物がある場合には、照明の向きや強さに配慮することをいいます。

「自然景観に配慮」とは、動植物や農作物の生育、害虫の発生などに影響しないよう配慮すること、フラットライト等のやわらかい光でやさしく照らし、落ち着いた雰囲気とすること、点滅や複数色の光の使用を避けること、地形を生かした配置にすること、星空など自然の夜間景観を阻害しないよう照射期間やライトの形状、光量を工夫することなどをいいます。



やわらかい光の竹灯籠



都市部では有効な場合もあるが、光の量が多く、派手な色彩や動きのある照明は、田園景観には調和しない。

## 2 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

### (1) 届出等の対象となる行為

---

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のことをいいます（都市計画法第4条第12項）。「区画の変更」とは、建築等を目的として敷地区画を分割・統合することで、単なる名義上の土地の分合筆は含みません。また「形の変更」とは切土、盛土又は整地を含む一体的な造成によって土地の形状を変更すること、「質の変更」とは利用形態を変更する（農地、池沼など宅地以外の土地を宅地にする）ことをいいます。

「土石の採取」とは、鉱物、岩石、砂利、土砂その他の土を掘削し、移動させることをいいます。

「土地の開墾」とは、新たな農地を切り開くことをいいます。

「その他土地の形質の変更」とは、土地の掘削や盛土等を行い、土地の区画、形状、利用目的を変更する行為全般をいいます。土地改良事業もこれに含まれます。

これらの行為のうち、面積が1,000㎡を超えるものか、5mを超える法面が生じるものについては、16～18ページに掲載する景観形成基準を満たすように（ただし、他法令に定められている技術（的）基準については、これを優先します。）計画していただくとともに、着手30日前までに、景観法、鹿児島市景観条例及び八重の棚田地区景観計画に基づく届出が必要になります。

なお、届出の対象とならない規模の場合も、景観形成基準を満たすよう努めることとしています。

以下のいずれかに該当する場合は、適用除外とします。

#### ① 軽易な行為その他の行為

##### ア 次のいずれにも該当しない行為

- 1) 建築物の建築又は工作物の建設の用に供することを目的とするもの
- 2) 土地の利用形態を変更するもの
- 3) 土石を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出するもの
- 4) 土地の開墾、土地改良

イ 草刈りなど、土地の良好な維持管理のために通常行われる行為

ウ 田畑の耕起や収穫など、農業（非営利目的のものを含む）を営む上で通常行われる行為

エ 林業の用に供する作業路網の整備

オ 既成宅地における建築行為又は建設行為と不可分一体の行為

#### ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※ ただし、災害が収束した後、本計画の趣旨に基づき、必要な措置を行ってください。

## (2) 景観形成基準とその解説

- ・大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とするとともに、現状の地形を最大限生かす工夫を行う。

八重の棚田地区において、高低差のある地形と棚田の周辺に広がる自然の緑は、自然豊かで奥行きと広がりのある景観を特徴づける重要な要素となっています。木竹の伐採や地形の改変は、景観に大きな影響を与えることから、土地の開墾を除き、できる限り避け、良好な棚田景観や自然景観の保全を図りたいところです。土地の形質変更を行う必要がある場合には、必要最小限の範囲に留めるとともに、現状の地形や植生は最大限そのまま活用してください。また、石積みのある棚田では、石積みの除去を伴う土地改良は避けましょう。



高低差のある地形を生かし段々に造成された棚田や、棚田の背景に広がる山林が、八重の棚田地区の美しい景観をうみだしています。

- ・行為の範囲内に現存する石積みについては、やむを得ない場合を除き、保全し活用を図ることを基本とする。

棚田等の法面に残る昔ながらの石積みは、八重の棚田地区を特徴づける最も重要な景観要素であることから、石積みのある土地において形質変更を行う場合には、安全面に支障のない限り、できるだけ石積みを現存のまま保全し、擁壁として活用してください。

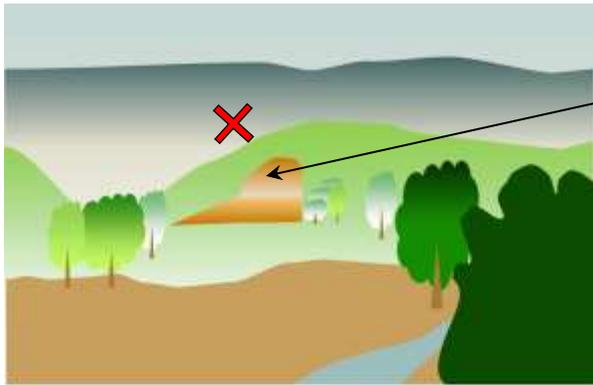
また、(届出の対象ではありませんが、)棚田において、畦畔の維持管理上、コンクリート補強が必要となる場合は、必要最小限の範囲において舗装するとともに、既存の石積みを最大限露出させ、白色や高彩度の色彩のモルタルの使用を避けるなど配慮しましょう。



石積みをきちんと残しながら畦畔をコンクリート化している事例。石積みが見えるよう、コンクリート化する場所や方法、仕上がり色彩にも配慮することが大切です。

- ・行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽等）を工夫する。

土地の開墾を除き、公共の場から見える位置を避けたり、植栽によって目立たないようにしたりするなど、地肌の露出が見えないよう工夫して、土地の形質変更による景観への影響を最大限少なくしましょう。



地肌があらわにならないように

- ・法面は緑化又は石積み等により周辺の自然環境及び棚田景観との調和に配慮する。
- ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境との調和に配慮する。特に棚田に隣接する土地では、棚田の石積と調和する素材の使用、表面処理の工夫等に努める。

法面が発生する場合は、周辺の棚田や緑地の配置等を十分に把握し、石積みによる擁壁の造成、ラウンディングと種子吹付による緑化、草木による直接的な法面の緑化、前面の緑化による遮へいなど、その場所に適した手法を選択し、連続性の確保に努めましょう。



石積みの擁壁



ラウンディングと種子吹付による緑化



草木による法面の緑化

擁壁の素材にはコンクリートではなく、自然石などを使用し、周辺の自然環境に配慮しましょう。やむを得ずコンクリート製品などを使用する場合は、

- ・表面を石張りにする
- ・草木や低木などが植栽可能な構造とする
- ・緑化により擁壁を公共の場から見えないよう遮へいする

など、圧迫感を低減し、周辺の自然環境と調和するようにしましょう。

特に棚田と隣接する土地では、野面石又は割石を乱積みした石積み構造物とするなど、既存の棚田の石積みや周辺の自然緑地との連続性の確保に最大限努めましょう。



棚田に隣接する法面に擁壁をつくる場合は、周辺の石積みに合わせて石積み構造物としましょう。



**・ 棚田景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。**

棚田景観の背景となる斜面緑地は、八重の棚田地区を特徴づける重要な景観要素であることから、行為地を緑化する際には、周辺の植生を調査し周辺環境に影響のない種（地域に従前から多く生育する種など）を選定するほか、様々な樹種の組み合わせや低木・地被植物の組み合わせによって四季の感じられる緑豊かな景観形成に配慮しましょう。

**・ 敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然環境をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。**

良好な樹木や水辺等の自然環境は、大切な景観資源として、生態系への影響にも配慮しながらできる限り保全し、同じ場所に残すことができない場合は移植するなど、敷地の修景に活用していきましょう。

「生態系への配慮」とは、生物生育・生息空間の分断を回避し、緑地や水系の連続性を確保するための、緑地や水辺等の保全、移植等による復元・整備、生態系配慮型工法・技術（土による施工、生物生息空間の確保など）の採用等のことをいいます。

- ・水面の埋め立て等により生じる護岸等は、素材、形態の工夫等により、周辺の自然環境との調和に配慮する。

八重山の湧水がもたらす八重の棚田地区の水系は、棚田を潤す水路として本地区の景観軸を形成するとともに、本市の基幹水源である甲突川の源流として非常に重要な自然環境です。水路等の整備にあたっては、棚田に隣接し公共の場から見える部分の護岸を自然石の積み上げや表面を石張りにするほか、土石を素材に使用する、法面を緑化するなど、自然環境と調和するとともに、生態系にも配慮した工法・技術を採用しましょう。



甲突池



自然石で造成された護岸

### 3 屋外での土石等の堆積

#### (1) 届出等の対象となる行為

「土石等」とは、土石、廃棄物、材木その他の物件全般をいい、堆積期間が6か月を超え、かつその面積が500㎡を超えるか高さが5mを超えて、これらを屋外に堆積（集積、貯蔵）する場合は、次の景観形成基準を満たすように計画していただくとともに、着手30日前までに、景観法、鹿児島市景観条例及び八重の棚田地区景観計画に基づく届出が必要になります。

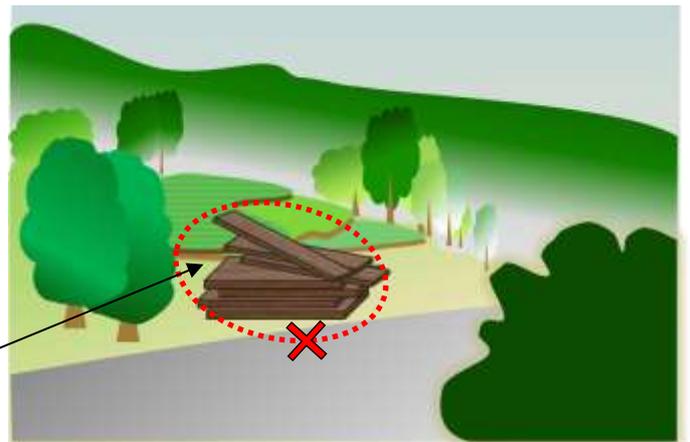
なお、届出の対象とならない規模の場合も、景観形成基準を満たすよう努めることとしています。

農業又は林業を目的とする場合については、届出の必要はありませんが、良好な農山村景観の形成に向け、それぞれの材質が持つ特性に合わせた周辺環境への配慮と安全性の確保をお願いします。

#### (2) 景観形成基準とその解説

- ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配慮するとともに、できる限り高さを抑える。

土石等が歩道や隣地に迫って堆積されると、圧迫感や不安感を与えると同時に、景観を阻害するため、道路や敷地境界からできる限り離す、高さを抑えるなどして、公共の場（特に眺望地点）から見えないようにしましょう。

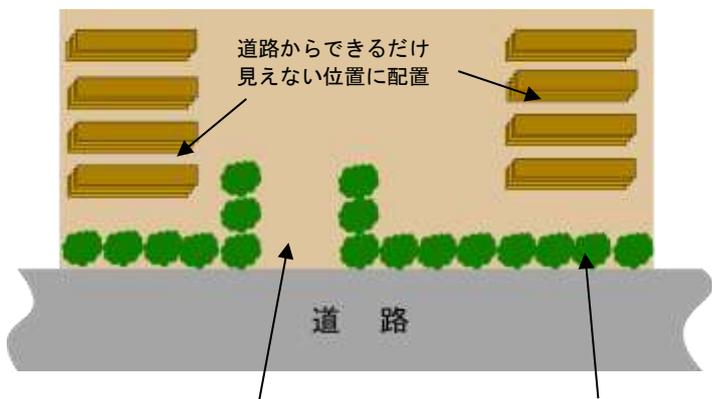


道路からの棚田の眺望を阻害するように堆積させない。

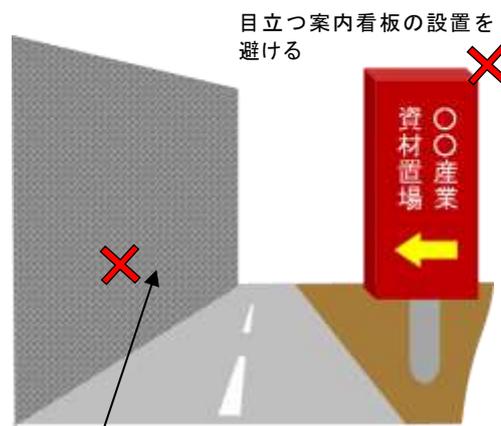
- ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。

道路など公共の場から見える位置に配置する場合は、中木・高木などによる植栽や塀を設け、堆積物を遮へいすることにより、景観への影響を緩和するようにしましょう。塀を設置する場合には、塀自体が景観の阻害要因とならないよう、自然素材を使用するなど自然環境との調和を図るとともに、できるだけ高さを抑えるなど、工作物としても景観へ配慮する必要があります。

また、車両等の出入口を設ける必要がある場合、出入口の数は最小限とし、堆積物からできるだけ離れた位置に設置することで道路から見えにくくするとともに、出入口の形態・意匠や入口を案内する広告物についても、自然素材の使用や植栽等により、自然環境との調和を図る工夫をしましょう。



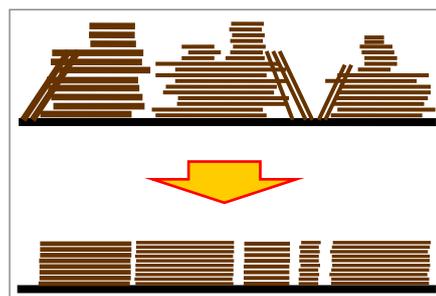
堆積物ができるだけ見えないよう、出入口の数を最小限にし、形態や意匠を工夫



圧迫感のある人工的な塀の設置を避ける

**・ 整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。**

集積・貯蔵物は雑然と積み上げるのではなく、高さや向きを揃えて配置することにより、整然と見えるように配慮しましょう。



高さや向きを揃えるように配置

## 4 木竹の伐採、植栽

### (1) 届出等の対象となる行為

木竹の伐採又は植栽を、面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えて行う際には、次の景観形成基準を満たすようにしていただくとともに、着手 30 日前までに、景観法、鹿児島市景観条例及び八重の棚田地区景観計画に基づく届出が必要になります。

なお、届出の対象とならない規模の場合も、景観形成基準を満たすよう努めることとしています。次に掲げる伐採等に関しては、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として、届出の必要はありません。

- ① 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ④ 仮植した木竹の伐採
- ⑤ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ⑥ 農業又は林業を営むために行う行為であり、かつ、森林の皆伐に該当しないもの

### (2) 景観形成基準とその解説

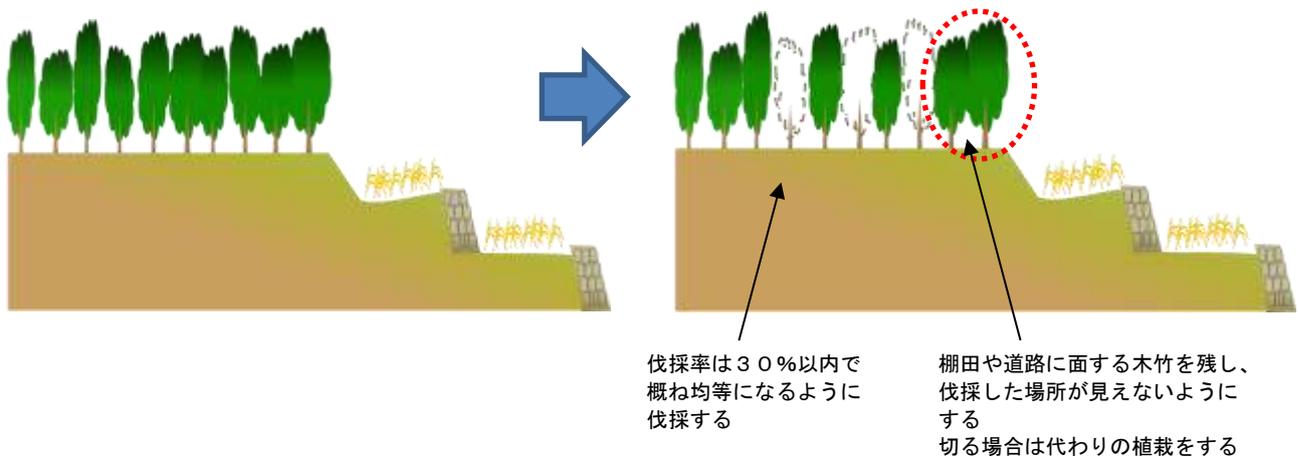
**・道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。**

道路など公共の場から見える場所での木竹の伐採は景観に大きな影響を与えるため、公共の場から見えない位置とするか、植栽によりできる限り目立たないように配慮する必要があります。

**・木竹の伐採は択伐を基本とし、大規模な伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、市が指定した眺望地点からの眺望に配慮し当該地点からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。**

「択伐」とは、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、「鹿児島市森林整備計画」では、「森林の有する多面的な機能の維持増進を図る上での標準的な実施方法として、材積にかかる伐採率が 30% 以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）とすること」とされています。

また、大規模な伐採は景観に大きな影響を与えることから、敷地の 50%を超える面積の伐採はできる限り避け、伐採の位置は 3 点ある眺望地点からできる限り見えない場所とし、やむを得ず見える場合には、行為の範囲を最小限にするとともに、棚田に面する木竹を残す、伐採後に植栽するなど、できる限り目立たないように配慮してください。



**・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。**

伐採後確実に更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に伐採後の更新が天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮しましょう。また、植栽の際には、周辺の植生を調査し周辺環境に影響のない種（地域に従前から多く生育する種、在来種）を選定するほか、様々な樹種の組み合わせや低木・地被植物の組み合わせによって四季の感じられる緑豊かな景観形成に配慮しましょう。

**・地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。**

地域の景観を特色づけている既存の良好な樹木、生垣等は、八重の棚田地区の自然景観において大切な景観資源として、できる限り保全することが大切です。同じ場所に残すことができない場合は、移植やこれに代わる植栽を行うなど工夫しましょう。

**【「土地の形質変更」と「木竹の伐採」の区別】**

森林等について土地の形質変更を行う場合、そのほとんどは木竹の伐採を伴います。

- ・その土地を森林以外の目的として使用するために木竹を伐採する場合は「土地の形質変更」
- ・木竹の伐採が目的であり、その後も森林として利用する場合は「木竹の伐採」

となります。

鹿児島市 都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1

TEL 099-216-1425 FAX 099-216-1398

E-MAIL [toshikeikan@city.kagoshima.lg.jp](mailto:toshikeikan@city.kagoshima.lg.jp)